

令和3年第3回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発委第8号	浦幌町議会基本条例の一部改正について		
発委第9号	浦幌町議会会議規則の一部改正について		
発委第10号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について		
発委第11号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について		
発委第12号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について		
発議第5号	議員の派遣について		
発議第6号	所管事務調査について		

発委第8号

浦幌町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 9月13日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 安藤 忠 司

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

浦幌町議会基本条例の一部を改正する条例

浦幌町議会基本条例（平成24年浦幌町条例第28号）の一部を次のように改正する。
第12条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第9号

浦幌町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 9月13日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 安藤 忠 司

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

浦幌町議会会議規則の一部を改正する規則

浦幌町議会会議規則（昭和62年浦幌町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

発委第10号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の
提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の
規定により提出します。

令和 3年 9月13日 提 出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 河 内 富 喜

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月13日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、経済再生担当大臣

発委第11号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 9月13日 提 出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 河 内 富 喜

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 4 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、生活に必要な上下水道などの施設及び設備等のインフラなど公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を

図ること。

- 7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月13日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣

発委第12号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出に
ついて

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和 3年 9月13日 提 出

提出者 産業建設常任委員会委員長 澤 口 敏 晴

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 9月13日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
環境大臣、復興大臣

発議第5号

議 員 の 派 遣 に つ い て

浦幌町議会会議規則第130条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

令和 3年 9月13日 提 出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 十勝町村議会議長会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 幕別町
- (3) 期間 令和3年11月4日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、福原仁子、
安藤忠司、澤口敏晴、伊藤光一、高橋 匠、栗山博文、
沼尾昌也（11名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

議第6号

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

令和 3年 9月13日 提 出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

3 産業建設常任委員会

- (1) 令和3年度町道等の除雪体制
- (2) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項